

# 老人クラブ [傷害保険] パンフレット

自分がケガをした時の保険です。⚠ 病気は対象外です。



## 24時間型

例えばこんな時  
買い物の帰りにちょっと  
した段差につまづき、転  
んでケガをしてしまった

クラブ活動中だけでなく日常生活の  
ケガも補償します。



## 活動型

例えばこんな時  
クラブ活動でグランドゴ  
ルフの試合中に転んで  
膝を捻挫してしまった

クラブ活動中とその往復途上の  
ケガを補償します。

**1 対象** 老人クラブ会員に限ります。1人1口加入で年齢制限はありません。

**加入できないケース**

- ① 上部団体から退会された場合
  - ・契約者である全国老人クラブ連合会に連なる、都道府県・指定都市および市区町村の連合会を退会したクラブは加入できません。
- ② 正式な単位クラブ名と異なる場合
  - ・市町村に届出しているクラブ名と異なる場合(愛称・略称・サークル名等)や、連合会名での加入はできません。

**2 特徴**

- ◆ 傷害保険は単位老人クラブの会員向け保険です(老連役員専用保険は別にあります)
- ◆ 単位老人クラブが取りまとめて加入する「団体保険」です。(個人申込はできません)
- ◆ 加入申込受付後「保険金請求のしおり」を保険担当者宛にお送りします。
- ◆ 老人クラブ・会員個人には保険証券・領収証は発行されません。
- ◆ 24時間型では、ケガだけでなく新型コロナウイルスを含む特定感染症を発病した場合や熱中症にかかった場合、さらに自転車事故等で他人にケガをさせたり他人のモノを壊した場合の個人賠償責任についても補償出来るタイプがあります。詳細は裏面をご覧ください。
- ◆ 保険期間中の加入者変更はできません。

### 3 ご加入の流れ

① 加入の希望を保険担当者に伝える

② 単位クラブの保険担当者が加入を取りまとめる

③ 手続き期間内に、保険担当者が全老連保険係に  
申込みをする

- 24時間型に加入する場合のみ職種級別(\*1)の申告が必要です。  
B級に該当する方は保険担当者にその旨を伝えてください。
- 保険担当者は、裏面の手続き期間内に間に合うよう、クラブ内で取りまとめます。  
保険期間、手続き期間、補償内容の詳細は裏面をご覧ください。

(\*1) 職種級別・・・職業の傷害リスクに基づいて「A級」「B級」に分類されます。  
「A級」・・・無職・事務職(傷害リスクの低い職業)等です。  
「B級」・・・下記記載の職種(傷害リスクの高い職業)となります。

ご注意【職種級別Bに該当する方】  
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」  
「木・竹・つる製品製造作業者」(以上、6職種)  
詳しくは取扱代理店もしくは引受保険会社にお問合せください。

### 新規加入をご検討のクラブ(会員)へ

- ① 保険担当者をお決めください
  - ・クラブで加入決定のうえ、加入者の取りまとめ、申込、書類保管、書類送付先等の窓口になっていただくための「保険担当者」をお決めください。
  - ・上記は会長等の役職者である必要はありません。実際にお世話される方をお願いします。
- ② 加入申込書のご請求
  - ・保険担当者の郵便番号・住所・電話番号・希望保険名・加入予定人数を明記のうえ、FAXまたはハガキまたはEメールで全国老人クラブ連合会保険係まで資料請求してください。



## 公益財団法人 全国老人クラブ連合会 保険係

〒100-8822 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル5階

受付時間 9:30から17:00まで(土、日、祝祭日、年末年始休)

加入申込書等、  
資料請求先

専用FAX 03-3597-8767

お問い合わせ  
先  
ご相談

03-3597-8770

ホームページ <http://www.senior-ltd.com/>

老人クラブ保険

検索

メールアドレス [hoken@senior-ltd.com](mailto:hoken@senior-ltd.com)

(取扱代理店) 有限会社 シニアサービス社 TEL.03-3597-8768

(引受幹事保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社 (担当課) 医療・福祉法人部 TEL.03-3515-4143

“クラブ活動中”に他人の物を壊したり、他人をケガさせた場合に備える、  
「老人クラブ団体賠償責任保険」もあります。  
詳しくは、全国老人クラブ連合会保険係へ資料請求ください。

#### 4 保険期間・掛金・補償の内容について

##### ① 保険期間と手続き期間

保険始期月	手続き期間(締切日厳守)	保険期間
2021年10月	2021年7月15日～9月15日まで	2021年10月1日午後4時から1年間
2022年4月	2022年1月15日～3月15日まで	2022年4月1日午後4時から1年間

② 掛金払込の条件: 加入申込の人数に関わらず1回の払込につき掛金総額3,000円以上(追加の場合も同様)  
 ※払込手数料は加入申込者負担となります。老人クラブ・会員個人には保険証券・領収証は発行されません。

③ 補償内容・掛金タイプ: 「24時間型:4タイプ」・「活動型:2タイプ」の6タイプから1人1つ選択してください。  
 複数口加入はできません。

##### ④ 掛金内容・補償内容【下記◆重要◆と併せてご確認ください】

補償内容のうち上段は老人クラブ活動中のケガの補償額、下段( )内は老人クラブ活動中以外(日常生活全般(24時間))のケガの補償額です。

タイプ	補償充実 24時間型				活動型	
	クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)・クラブ活動中以外を問わず日常生活全般(24時間)のケガを補償します。					
補償内容(保険金額)	【補償額】上段:活動中のケガの補償額		下段:(活動中以外のケガの補償額)		クラブ活動中(往復途上(注1)を含む)のケガを補償します。	
1名あたりの年間掛金	12,000円	8,000円	5,000円	3,500円	1,000円	500円
● A 死亡保険金	321万円 (151万円)	185万円 (100万円)	172万円 (87万円)	106万円 (61万円)	85万円	45万円
● B 後遺障害保険金(注2)	321万円 (151万円)	185万円 (100万円)	172万円 (87万円)	106万円 (61万円)	85万円	45万円
● C 入院保険金日額(注3) 1事故につき30日限度	6,300円 (2,300円)	3,200円 (1,200円)	3,050円 (1,050円)	1,800円 (800円)	2,000円	1,000円
● D 通院保険金日額 1事故につき30日限度	3,700円 (1,100円)	2,050円 (750円)	1,950円 (650円)	1,150円 (500円)	1,300円	650円
新 特定感染症危険補償 (新型コロナウイルス感染含む)(注4)	対象となる保険金 ● B ● C ● D (注5) (● A 死亡保険金は対象外です)					
個人賠償責任補償 (自転車事故も含む)(注6)	1億円限度	1億円限度				
地震・噴火・津波 危険補償(注7)	対象となる保険金 ● A ● B ● C ● D (注5)					
熱中症危険補償(注8)	対象となる保険金 ● A ● B ● C ● D (注5)					

##### ⑤【クラブ活動中とは】

- (1)「所属する単位クラブが予め計画・実施する活動」および
- (2)「市区町村(地区・校区)から全国までの各連合会が主催する活動イベント」ならびに
- (3)「老人クラブ関係者として他団体の活動」への参加・往復途上を含みます。
- (4) 事故証明者: 単位クラブ関係者、参加した主催者連関係者

#### ◆重要◆

- (注1) 往復途上とは、自宅(マンション、アパートなどの集合住宅は専用部、戸建ては敷地を含む)を出てから、クラブ活動場所までの通常経路を指します。
- (注2) 後遺障害保険金は、死亡保険金と合算した金額が補償の上限額となります。後遺障害の程度に応じて、後遺障害保険金の4%～100%が支払われます。2021年4月始期契約より、全タイプで後遺障害保険金が対象となりました。
- (注3) 手術保険金として、入院中は入院保険金日額の10倍、外来(入院中以外)は5倍がお支払対象となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。
- (注4) 特定感染症危険補償特約。2021年4月始期契約より24時間型の全タイプに追加となりました。新型コロナウイルス感染症を含む特定感染症(※)を発病した場合に、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金について(除く死亡保険金、手術保険金)補償の対象となります。  
 (※) 2021年5月現在、新型コロナウイルス感染症(\*1)は感染症法(\*2)第6条第7項第3号に規定されていますので、補償対象となります。  
 (\*1) 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。  
 (\*2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律をいいます。
- (注5) 特定感染症、地震・噴火・津波危険補償、熱中症危険補償はクラブ活動中・活動以外を問わず24時間対象ですが、補償額は●A死亡保険金(除く特定感染症補償)、●B後遺障害保険金、●C入院保険金日額、●D通院保険金日額の下段( )内の補償額(活動中以外の補償額)となります。
- (注6) 1事故について1億円を限度に保険金をお支払いします。個人賠償責任補償に限り、加入者のほか、加入者の配偶者や同居の親族(子供や孫等)が起きた事故も補償の対象となります。なお、自動車等を運転中に生じた事故については対象外となります。
- (注7) 地震・噴火・津波危険補償(天災危険補償特約)。「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によってケガをされた場合に補償の対象となります。
- (注8) 熱中症危険補償では、医師の診断によって熱中症となった場合に補償の対象となります。

#### 5 その他

この保険は公益財団法人全国老人クラブ連合会を契約者とし、公益財団法人全国老人クラブ連合会の会員を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利は公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。保険契約を解約する権利等は原則として公益財団法人全国老人クラブ連合会が有します。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店との間で有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この書類は、老人クラブ傷害保険(老人クラブ団体傷害保険特約付帯傷害保険、総合生活保険(傷害補償))についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ずこちらの「パンフレット」「概要」「重要事項説明書」等をよくお読みください。詳細は、ご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険の内容について、ご不明な点は、全老連保険係または取扱代理店、引受保険会社までお問い合わせください。